

## 「菊陽町」が実施している「子ども医療費助成事業」に係る 助成内容の変更について(お知らせ)

1 医療費助成事業の対象者  
満 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者

2 自己負担額 ※改正前後比較表参照

| 対象年齢            | 自己負担額            |                            |
|-----------------|------------------|----------------------------|
|                 | 改正前              | 改正後<br>(令和 4 年 4 月診療分から)   |
| 0~15 歳児         | 自己負担なし<br>(全額助成) | <u>自己負担なし</u><br>(全額助成)    |
| <u>16~18 歳児</u> | <u>助成対象外</u>     | <u>※学生以外の社会人、既婚者等も助成対象</u> |

3 対象医療機関等  
熊本県内の保険医療機関等

4 助成事業の変更時期  
令和 4 年 4 月診療分から

5 その他

- (1) 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容(対象年齢、自己負担等)が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- (2) 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。